

愛知学院大学大学院学生証取扱規程

令和5年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、愛知学院大学大学院（以下「本学」という。）に在籍する学生（以下「大学院生」という。）に発行する「学生証」に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(学生証の発行)

第2条 学長は、学生が大学院に入学したとき、学生証を発行するものとする。

(学生証の有効期間)

第3条 学生証の有効期間は、発行の日から愛知学院大学大学院学則第3条第1項に定められた標準修業年限の期間とする。

2 有効期間満了により再発行する学生証の有効期限は、修了予定学期の末日とする。

(遵守事項)

第4条 大学院生は次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 大学院生は、学生証を常に携帯しなければならない。
- (2) 大学院生は、教職員から学生証の提示を求められたときは、直ちにこれを提示しなければならない。
- (3) 大学院生は、学生証を他人に貸与又は譲渡してはならない。

(学生証の再発行)

第5条 次に掲げる場合には、大学院生は当該学生証を添えて再発行の手続きをしなければならない。

- (1) 学生証を破損したとき。
- (2) 学生証の有効期間が過ぎてなお在籍するとき。
- (3) 学生証の記載事項に変更が生じたとき。

2 学生証を紛失した場合には、再発行手数料を添えて再発行の手続きをしなければならない。なお、紛失した学生証が発見されたときは、旧学生証を返還しなければならない。

(学生証の返還)

第6条 修了、退学又はその他の事由により本学の学籍を離れたとき、大学院生は学生証を直ちに学長へ返還しなければならない。

(事務)

第7条 この規程に関する事務は、学生部学生課が取り扱う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、大学院委員会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際に現に学生証の発行を受けている者については、この規程により発行を受けたものとみなす。